

IEEJ NEWSLETTER

No.160

2017.1.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

I. 豊田理事長の新年メッセージ 2017

II. 特集 : 2017 年を展望するポイント

II-0. 要旨 — 今月号のポイント

II-1. 総合エネルギー政策

II-2. 国際石油情勢

II-3. 国内石油情勢

II-4. 電気事業の課題

II-5. ガス事業の課題

II-6. 原子力

II-7. 石炭市場の動向

II-8. 再生可能エネルギー

II-9. 省エネルギー

II-10. 地球温暖化対策の動向

II-11. APEC のエネルギー・環境問題

II-12. 米国情勢 : 注目されるトランプ政権の政策とその影響

II-13. EU 情勢 : 不透明な加盟国の政治情勢

II-14. 中国情勢 : 秋の党大会控え、安定を最重視

II-15. 中東情勢 : 米トランプ新政権の中東政策が試される 2017 年

II-16. ロシア情勢 : 経済再建に向けて対外政策は変化するのか

I. 豊田理事長の新年メッセージ 2017

2017 年における内外の諸課題

新年おめでとうございます。

皆様のご支援を頂きまして、弊所は、昨年創立 50 周年となる 1 年を無事に過ごすことができました。今年は、次の 50 年に向けて基盤造りの一年となります。一方、内外のエネルギー情勢は大きく変化し、様々な課題が見えて参りました。とりわけ、米国におけるトランプ政権の誕生は、エネルギー・環境政策において新たな変化をもたらす可能性があります。年頭にあたり、政府や企業の皆様が取り組むことになる内外の諸課題を 5 点ほど整理してみたいと思います。

第 1 に、日本にとって最重要な課題は、エネルギー・ミックスの実現とエネルギー基本計画の見直しです。エネルギー・ミックス実現にかかる最難関は、原子力の再稼働の遅れです。原子力規制委員会の認可を得ても、裁判所の仮処分によって稼働を停止される事態も生じています。加えて、一部の地方自治体の慎重な姿勢も懸念されます。エネルギー安全保障対策と気候変動対策としての原子力の重要性を国民と共有するとともに、原子力への安全性の信頼をどう回復するかがポイントとなるでしょう。日本の再稼働の着実な進展こそが、先進国のみならず、アジアにおいて原子力導入に備える国々への大いなる道標となることでしょう。また、3 年ごとの見直しが予定されているエネルギー基本計画の見直し作業が、時期を見て始まると思われまます。そこでは、原子力の新增設の許可、水素エネルギーの活用の道筋などが重要な論点となると考えられます。

第 2 に、もう一つの日本の大きな課題は、電力及びガス市場改革の円滑な進展です。電力市場改革については、詳細設計の検討が大詰めの局面を迎えています。全面自由化を一足先に進めた欧州諸国や米国の一部の州では、投資不足と、適切なエネルギー・バランスの実現の困難性に直面しています。これらを踏まえて、日本においても、卸市場の一つとしてのベースロード市場、ゼロカーボン電源 44% 実現のための非化石電源価値証書市場、投資不足を防止する容量市場の設立などが検討されています。欧米の例から見ると、市場改革が当初の予定通りに進まずに、再改革がなされることが多いようです。弾力的な制度再調整が可能な仕組みが必要です。また、本年 4 月から、ガス市場の全面自由化がなされます。広域ネットワークが未整備であり、多く事業者が中小企業であることなどから、電力量活発な参入意思表示がなされていませんが、健全な市場の形成が望まれます。

第 3 に、世界情勢としては、石油価格の行方が気になります。昨年 11 月には、OPEC と非 OPEC が、減産合意を実現しましたが、価格は、下げ止まったものの継続的に上昇する傾向は見せていません。石油価格が上がれば、シェール石油の生産が増えると考えられることから、上値は重い状況にありそうです。これは、依然供給過剰状況にあるからであり、本年後半以降、石油需給がバランス化するのに連れて、徐々に石油価格は上昇傾向に向かう可能性があります。シェール石油が、どこまで増産可能なのか、いつピークに到達するのか、トランプ政権による規制緩和が、シェール革命第 2 段をもたらすのかなどに関心もたれています。消費国としては、将来に向けた上流投資不足を防止するため、官民挙げた協力が必要でしょう。

第 4 に、LNG についてのアジア市場の成立に向けた協力です。石油が、そう遠くないうちに、需給のバランス化に向かうと予想されるのに対して、LNG については、少なくとも、向こう 5 年は、供給過剰状況にあるとされています。そうした中において、いよいよ、アジアにおいて複数のハブ設立に向けた具体的な動きが進展するかが注目されます。そのためには、仕向け地条項の撤廃・緩和が不可欠ですが、同条項の競争法との整合性について、日本を含むアジア各国の競争当局も関心を持っていると言われています。柔軟性と流動性の高いアジア市場の確立こそが、アジアにおける需要開拓につながり、消費両国にとっての相互利益との観点から、市場発展に向けた前向きな動きが期待されます。

第 5 に、トランプ政権のもたらすものです。トランプ政権の方向性は、未だ見通せませんが、2 つ注目したいと思います。1 つは、米ロ関係の改善が、中東情勢に及ぼす影響です。シリアの和平や、サウジアラビアとイランの関係修復についても、米ロ関係の改善が、多大な影響を及ぼすと考えられます。また、パリ合意からの離脱に言及した新政権の気候変動対策も注目されます。離脱ではなく、2050 年までに 50% の温暖化ガス削減など極めて困難な目標に対して、現実的な提言を行い、技術革新や適応対策などについて前向きな交渉姿勢に立つというなら、建設的な結果をもたらすことも期待されます。

以上の 5 つの注目すべき論点のほかにも、エネルギー情勢の変化、進展ぶりにはきわめて速いものがあります。弊所は、50 周年を契機に導入した「エネルギーの未来を描く (Mapping the Energy Future)」という新しいスローガンのもとに、予測困難な内外のエネルギー情勢を読み解き、先進国のみならず途上国政府に対しても、消費国のみならず産出国政府に対しても、政策提言に努めて参ります。最後になりますが、新しい年における皆さまの一層のご活躍、ご発展を祈念して、年初のご挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 特集 : 2017 年を展望するポイント

Ⅱ-0. 要旨 — 今月号のポイント

Ⅱ-1. 総合エネルギー政策

2017 年にはエネルギー基本計画の改定作業が始まる可能性がある。取り巻く情勢・外部要因の重要な変化に対しては、これに適切に、果敢に対応できるような改定を遅滞なく施すべきである。

Ⅱ-2. 国際石油情勢

2017 年の国際石油情勢では、産油国の減産程度、米国の生産量、米国の利上げの影響、欧米での政治・経済リスクに注目する。リバランスの中でブレントは年後半 60 ドルと予測する。

Ⅱ-3. 国内石油情勢

わが国石油需要の減少基調は、油価の反転により加速する可能性がある。その中で石油産業の集約化の動きが本格化しており、石油安定供給に寄与する、強靱な産業への発展が期待される。

Ⅱ-4. 電気事業の課題

2017 年は地域毎の事業環境に基づき新電力による小売参入地域の見直しが進むと考えられる。また 2016 年末に貫徹小委員会で決まった制度設計の具体化が本年の課題になるだろう。

Ⅱ-5. ガス事業の課題

2017 年には、LNG 調達での供給柔軟性の更なる向上、LNG 新規投資の促進、国内市場に関しては、システム改革を見据えた経営効率化や原料調達コスト低減への取り組みが重要である。

Ⅱ-6. 原子力

国内再稼働の動向と並行して、40 年超運転認可の動向、訴訟の影響も注視される。高速炉開発の新たな方針策定も 2017 年の課題である。中国やロシアの国際展開動向にも注目したい。

Ⅱ-7. 石炭市場の動向

2016 年の石炭価格は、中国の需給動向の影響を受け年後半に急騰した。国際市場には様々な要因が存在するが、2017 年も中国の政策及び石炭生産・消費動向に注視する必要がある。

Ⅱ-8. 再生可能エネルギー

2017 年 4 月に改正 FIT 法が施行される。国民負担増大抑制や系統安定性維持など、2030 年の再エネ導入目標の合理的な達成に向けた取組みが試される年になるであろう。

II-9. 省エネルギー

2017 年は、エネルギー・ミックスでの省エネ目標達成に向け、現行の省エネ政策措置の強化と共に、「連携省エネ」や「サードパーティを活用した省エネ」等の新たな政策措置が検討される。

II-10. 地球温暖化対策の動向

パリ協定が発効した後、海外では、トランプ政権の地球温暖化政策や中国の全国排出量取引制度、国内では、カーボンプライシングや長期低排出発展戦略についての議論が注目される。

II-11. APEC のエネルギー・環境問題

2017 年、APEC エネルギー協力では、天然ガスのみならず石炭も含めた化石燃料が、地域協力のテーマとして再浮上し、「復権」しそうである。

II-12. 米国情勢：注目されるトランプ政権の政策とその影響

1 月 20 日にトランプ大統領が就任し、次期政権が本格始動する。共和党多数の議会との関係、外交・経済政策と共に、エネルギー・環境政策の具体的な内容が世界の注目を集める。

II-13. EU 情勢：不透明な加盟国の政治情勢

英国の EU 離脱に向けた動き、離脱交渉に続き、欧州主要国では 2017 年に国政選挙が控えている。EU 全体でのエネルギー・気候変動政策の今後の取組みも注目される。

II-14. 中国情勢：秋の党大会控え、安定を最重視

2017 年は 5 年に 1 度の共産党大会が控える政治の年である。安定を最重視する中、低炭素対策が一層強化されるだろう。中でも CO₂ 排出権取引市場開設と原子力発電開発の行方が注目される。

II-15. 中東情勢：米トランプ新政権の中東政策が試される 2017 年

米国のトランプ新政権の人事と施策が中東を動かす。長期的には不安定化をもたらしかねない。イランとの緊張は再び増す。2017 年も中東内外でテロへの警戒は解けない。

II-16. ロシア情勢：経済再建に向けて対外政策は変化するのか

厳しい経済情勢の中、エネルギー分野を含む経済再建に向けた外資誘致は引き続き重要である。その点、2018 年 3 月の大統領選に向けて、対外強硬姿勢に変化が見られるのか、注目を要する。

II-1. 総合エネルギー政策

長きにわたる困難な議論の末に策定した第4次エネルギー基本計画もこの4月で閣議決定から3年になる。エネルギー政策基本法では、第12条で「政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも3年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と定めている。すなわち、法的には、遅くとも春には現行計画の評価をし、必要に応じその改定作業に取り掛からなければならない。

3年という時間も、リードタイム、ライフタイムの長いエネルギーシステムを対象とすれば、本当に短いと感じられる。しかし、それはこの間に何も変化しなかったということを意味しない。なかなか進展しない事案もある一方で、むしろ、内外のエネルギー情勢は激しく変化し、マーケットも政府の目算を超えて大きく動いた。

前回の基本計画策定時の内外情勢とも対比し、原子力再稼働の課題、再エネの導入・省エネの深掘りに関わる諸課題、化石燃料の安定調達、そしてパリ協定発効を受けてのGHG排出削減への取組み実施、など新たな課題を踏まえての基本計画改定に向けた議論が必要となる。また、進展しつつある、電力・ガス市場自由化を踏まえて議論も必須である。さらに、原油価格の大きな変化、その背景要因である米シェール革命の進展、そして米国新政権の誕生なども重要な外部要因として考慮すべきである。

大きな変化を目撃しているわれわれは、それらの対応にも限られたリソースを、今後、場合によっては相当に長い期間にわたり費やさなければならない。真に有益な一手を打つためには、過去の成果だけでなく失敗に対しても真摯に向き合うことが不可欠である。その評価においては、広い視野に基づく包括的な尺度が肝要である。

◇

不確実性の高いこの時勢、将来のことを考えるためにさまざまな見通しが立てられている。見通し作成の一端に関わるものとして痛いほど感じるのは、将来のことについては、短期には短期なりの、長期には長期なりの、かなりふれ幅があるということである。その点、例えば、浪費的なエネルギー使用の回避が求められている中で、消費量が全体として抑制されている現状は、結果としてよい状況と解することもできる。しかし、需要減の理由が、期待されていたほどには成長しない経済や気温要因にあるとなれば、手放しで喜べるものではなく、また持続性にも疑問符がつけられる。

これからも考えていないような事象が起こりえよう。そうした際、たとえ長期の計画であっても、取り巻く情勢・外部要因の変化に対しては、これに適切に、果敢に対応するような改定を遅滞なく施すべきである。

(計量分析ユニット エネルギー・経済分析グループ 研究主幹マネージャー 柳澤 明)

II-2. 国際石油情勢

2017 年の国際石油情勢では、産油国の減産程度、米国の生産量、米国の利上げの影響、欧米での政治・経済リスクに注目する。

2016 年 9 月の OPEC 臨時総会、11 月の OPEC 総会、12 月の OPEC・非 OPEC 閣僚会議を経て、OPEC は 9 月の生産量から約 120 万バレル/日、非 OPEC の 10 カ国は 10~11 月の生産量から約 56 万バレル/日を、それぞれ 2017 年 1 月から 6 ヶ月間にわたって削減することで合意された。OPEC・非 OPEC 協調減産合意は 15 年ぶりのことであり、原油価格は年末にかけて 50 ドル台に復帰した。しかし、OPEC・非 OPEC にかかわらず、過去の減産事例においては、しばしば削減枠が順守されておらず、2017 年の生産量推移を注視する必要がある。

原油価格上昇は、相対的に高コストの米国の生産者にとって朗報である。米国の生産量は既に底打ちしつつある。リグ稼働数は 2016 年 5 月から上昇し続けており、シェールオイルの生産性も向上し続けている。油田投資より財務体質改善を優先する事業者もあることから、増産が本格化するのには 2017 年第 2 四半期以降と考えられるが、予想以上に回復すれば、油価を下押しする局面もあると考えられる。

米国は 12 月 13~14 日の米連邦準備制度 (FRB) 理事会で利上げを決定した。FRB は、2017 年に 3 回の利上げを予定している。大統領選挙以降、既に米ドルは独歩高となっているが、米国での利上げはドル高基調をさらに強めるだろう。国際石油取引は米ドル建てで行なわれるのが通例であることから、ドル高は他通貨建てでの石油の割高感を生み出し、売りを喚起し、価格は下落しやすい。この一般論がどの程度通用するかは、他の価格変動要因との兼ね合いで、市場において利上げの影響がどの程度材料視されるかによるだろう。

2017 年は、1 月のトランプ米大統領就任、3 月までとされている英 EU 離脱通知、4~5 月に予定されている仏大統領選挙、8~10 月に予定されている独総選挙と、重要な政治イベントが多い。トランプ政権の排外主義及び孤立主義や、欧州での政治イベントでの反 EU 勢力動向が市場で材料視されれば、株式や為替といった金融市場での混乱を生み出し、投資家のリスクオフ志向を助長し、石油価格が下落するリスクも否定出来ない。

2017 年の原油需給は引き続き緩やかに均衡に向かうため、国際原油価格は、Brent の場合で 2017 年上半期に 55 ドル/バレル、下半期に 60 ドル/バレルに上昇すると予測する。しかし、上記のような要因を考慮すると、原油価格は高騰より下落リスクが意識されやすいと言える。

(化石エネルギー・電力ユニット 石油グループマネージャー 森川 哲男)

II-3. 国内石油情勢

2016 年 1~10 月のわが国の燃料油需要は約 1 億 4,500 万 kl で、前年同期を 3.1% 下回った。また 4 月に総合資源エネルギー調査会が公表した 2020 年度までの石油需給見通しにおいても、国内の燃料油消費は年度平均で 1.7%の減少となっており、石油需要の減少は今後も続くとの見通しが示された。

2014 年夏以降の原油価格下落を受け、2016 年も国内石油製品価格は大幅に値下がりした。レギュラーガソリンの全国平均価格は、2016 年 3 月には 7 年振りの安値となる 1 リットル 112.0 円を付けた。しかしその後、OPEC(石油輸出国機構)の減産合意や、米国大統領選挙でのトランプ氏の勝利による円安の進行などから輸入原油コストは上昇し、価格は、2016 年後半は徐々に値上がり基調となり、12 月には 120 円台後半となって、年初来高値を更新している。このため本年以降も、低燃費車の普及拡大継続等から、ガソリン需要の減少が続く見込みである。

このような需要の状況に対応するため、2014 年 3 月にエネルギー供給構造高度化法第一次告示に基づく精製設備の処理が実施され、さらに同年 7 月に出された高度化法の第二次告示により、2017 年 3 月末までに約 40 万バレル/日の能力削減が達成されようとしている。しかし需要の動向を見る限り今後も設備の処理は避けられず、このような事業環境に対応するため、石油産業では大規模な企業再編が進行中である。これにより設備の統合・合理化を推進する一方で、再編を通じて石油産業の経営基盤を強化し、海外の油田買収などによる上流事業の強化や積極的な海外展開などを図ることで、石油の安定供給にも貢献する強靱な石油産業の誕生も期待できる。

一方、石油産業体制の変化に対応するため、石油政策に関する新たな議論も開始された。昨年、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会に設置された「石油精製・流通研究会」では、石油サプライチェーンの生産性向上や石油市場の透明性確保に関する検討が進行中である。また、パリ協定への対応や電力・ガス産業の自由化に応じた石油産業の対応も、引き続き検討を要する課題である。

さらに石油は、災害時の「エネルギーの最後の砦」としての重要な役割を担っているが、その一環として、緊急車両への燃料供給等に主眼を置いた「中核 SS」の整備に続き、2017 年度からは地域住民の供給拠点となる「地域 SS」の整備が開始される。従来から実施されている過疎地での SS ネットワークの維持に向けた検討・取り組みも本格化して来ており、「過疎地 SS 対策」も含む石油サプライチェーンの維持も、今後の石油産業の課題の一つとして重要である。

(石油情報センター 所長 浜林 郁郎)

II-4. 電気事業の課題

2016 年 4 月から家庭部門にまで小売自由化範囲が拡大し、参入する小売電気事業者数が急増したことで高圧を中心に小売競争が進んだ。2016 年 3 月時点で大口需要家も含む全需要家に関する離脱率が全体で 5.2%であったのに対し、8 月時点で 7.9%と僅か 5 ヶ月で 2.7 ポイントも上昇している。北海道電力管内でも 2016 年 4 月時点で 5.4%の全体の離脱率が 8 月時点で 10.5%とほぼ倍増している。なお新たに開放された低圧需要の離脱率は全国平均で 2.2%となっている。

こうした新規参入は昨年度までの市場構造を前提としたものが多く、特に FIT 電気回避可能原価が市場連動となったことで、競争環境は 2016 年度に入り大きく変化した。競争激しい高圧分野では競争による料金値下げで利益率が低下した地域が多いと考えられる。昨年度までの事業環境を基に参入を進めた新電力も多いと思われるが、2017 年は競争条件の変化と競争の進展による利益幅の低下を見据え、どの地域で参入が活発化するか、変化が生じる可能性がある。

電力システム改革貫徹のための政策小委員会（貫徹小委員会）において電気事業制度の大幅な見直しが進められている。ベースロード電源市場、グロスビディング（大手による双方向入札）、連系線利用の間接オークション化（取引所スポット取引活用）や容量市場（kW 価値市場）、非化石電源価値市場（非化石価値の証書化）の創設等、新たな市場創設や運用方法の見直しが進められる予定だ。ただ 2017 年中に開始される措置は少なく、競争環境に影響が生じるのは 2018 年度以降であろう。2017 年は各制度間の整合性確保と制度の具体化に向けた検討が中心となろう。

2016 年は再生可能エネルギー発電導入拡大と、大量の火力新設計画の影響への認知が広まり、新設火力発電計画の見直しが相次いだ。電力広域的運営推進機関で東京・東北間連系線増強の検討を行っているが、新たに東北から東京へ送電を希望する事業者が当初の 528 万 kW から 386 万 kW へ減少し、増強計画の部分見直しも必要になっている。貫徹小委員会の制度改革がこれら発電投資計画にどのような影響を与えるか注目される。

2016 年 12 月 1 日に欧州委員会は新しい電力システム改革案を公表した。集中型システムから分散型システムへの移行や、スマートメーターを用い従来は出来なかったリアルタイムに近い実際の需給を反映した卸電力価格の形成、及び上述の卸価格の電気料金への反映、配電システムのデジタル化等、多様かつ日本のエネルギー政策に関連する内容も含んでいる、今後の詳細制度設計や技術開発戦略にも影響を与えることが予想される。

(化石エネルギー・電力ユニット 電力・スマートコミュニティーサブユニット
電力グループマネージャー 小笠原 潤一)

II-5. ガス事業の課題

2017 年のガス事業を巡る課題として、まず国際 LNG 市場の需給バランスについては、供給能力が需要を大きく上回る状態が続くとみられており、買主側にとっては良好な市場環境が続くだろう。但し、日本全体でみると、日本企業が参加する新規プロジェクトが相次いで立ち上がってくるため、今後は、全調達量に占める長期契約のシェアが高まっていくと考えられ、海外市場でのアウトレット確保やトレーディング機能の拡充などを通して、季節要因などの需要変動に対し、より柔軟に対応できる体制を整備していくことが、買主にとっては当面の大きな課題となる。

2016 年 12 月に入ってから、北東アジアのスポット LNG 価格が急騰しており、本稿執筆時点での評価価格は 9 ドル/MMbtu を上回る状況となっている。これは、例年季節需要が増加するこの時期に豪州の大型生産施設が稼働を停止したという突発的な要因によるものであり、2017 年にかけて需給バランスが緩和していく中、徐々に相場は低下していくと考えられる。しかし、今後のスポット市場を見ていく上では、こういった新規案件の稼働状況という要因が大きなリスク要因になりうるということが、今回の価格高騰によって改めて浮き彫りとなった。

その他の課題としては、新規 LNG 案件への投資問題が挙げられる。これまで 2016 年に投資決定がなされた新規案件は 1 件のみであり、2020 年以降、多くの長期契約の更新需要が発生する日本にとって、安定的な新規案件への投資の継続は非常に重要である。過度な LNG 価格の上昇は、LNG の競争力を損ない、安定した LNG 市場の発展の阻害要因となることは、これまでの経験からも明らかである。売主・買主・融資を行う金融機関など関係者全ての間で、新規投資に向けたリスク負担のあり方について議論が深められることが望まれる。

国内ガス市場では、2017 年 4 月に、家庭用を含む小売部門の全面自由化を迎える。既存のガス会社は、新規参入者の登場により、これまで以上に経営の効率化や原料コストの低減を求められることが確実であり、原料調達面では、さらなる調達最適化を追求した連携強化やトレーディング機能の拡充が志向されるだろう。

一方、本稿執筆時点 (2016 年 12 月 20 時点) において、ガス小売事業者としての登録を済ませた事業者は、電力会社を始めとする 8 社のみであり、2015 年同時期の電力小売事業者の登録者数 (60 社以上) と比べると、ガス市場の自由化に対する参入度合いは低い。この背景には、ガスの小売事業を始めるには、競争力のある LNG の調達や、一定規模のガスの販売能力が必要となる、といった事情があると考えられる。需要面では、2017 年 4 月以降、ガスシステム改革の一環として二重導管規制が緩和される影響もあり、産業用では一定規模の供給者変更がある可能性はあるが、家庭用での供給者変更率は低水準にとどまる可能性が高い。但し、その状況下でも競争圧力によるガス価格への影響については今後も注目すべきである。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループマネージャー 小林 良和)

II-6. 原子力

2016 年 12 月現在、原子力規制委員会 (NRA) により適合性を認められた 5 基の他、60 年までの運転期間延長認可を NRA より取得した関西電力高浜 1/2 号機及び美浜 3 号機を含め 20 基の既設炉と大間 (新設) が適合性審査中である。2017 年には NRA の審査に関して、一層の合理化・迅速化・効率化を期待したい。また、2018-19 年に運転開始後 40 年を迎える既設炉の事業者が、その運転延長申請を行うかどうか注目される。

一方、2016 年は「訴訟」という、電気事業者にとっては新しい事業リスクが顕在化した年でもあった。2016 年 3 月の大津地方裁判所による高浜 3/4 号機への運転差し止め仮処分命令に対する大阪高裁における保全抗告審は 2017 年 2 月頃に決定の見通しであるが、本件は高浜に限らず全ての原子力事業者に関わる問題であり、事業者がどのようにこの新しい事業リスクに向き合っていくか注視したい。

2016 年 12 月 19 日、高速炉開発の新たな方針が第 4 回高速炉開発会議にて示された。具体的には、高速炉開発会議の下に「戦略ワーキンググループ」を設置し、開発方針を具体化する「戦略ロードマップ (仮称)」の策定作業を 2017 年初頭から開始し、2018 年目途に策定する。戦略ロードマップにおいては、技術の実証段階における今後 10 年程度の開発作業を特定することに注力し、実証段階以降のプラントの基本的設計思想と開発体制を固めていくこととしている。

一方、高速増殖原型炉「もんじゅ」については、12 月 21 日の原子力閣僚会議において、原子炉としての運転再開はせず、今後、廃止措置に移行する方針が明記された。2017 年の戦略ワーキンググループでは、今や運転中の高速炉が世界でもロシア・インド・中国にしかない中、もんじゅで得るつもりだった高速炉運転技術をこの先どのように日本が得ていくのかも含め、議論がなされるべきであろう。

2017 年の世界原子力市場では、日本の競合相手でもある中国・ロシアの国際展開に注目が集まりそうである。国内での運転開始も相変わらずハイペースで進め、建設・運転知見を蓄積しつつある中国は、英国やフランスとの関係も年々深めている。伝統的な原子力大国のひとつであるロシアも 2016 年は南米諸国において積極的なマーケティングを行うなど国際展開を積極的に進めている。我が国の原子力産業界は、中国やロシアが導入先の国の状況やニーズを的確に把握し、それに適合する協力をしている現実を踏まえ、今後の新興国への事業戦略を総合的な競争力強化の面から再構築する必要があるだろう。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

II-7. 石炭市場の動向

2016 年の石炭価格は中国の動向により大きく変動した。一般炭スポット価格（豪州ニューカッスル港出し FOB 価格）は、2016 年 1 月の 50 ドル/トン割れを底に 50 ドル/トン台前半で推移していたが、7 月より急騰し、11 月の 110 ドル/トン超えでピークに達した（12 月中旬には 80 ドル/トン台前半まで下落）。原料炭スポット価格（豪州強粘結炭 FOB 価格）は、2015 年終りに 75 ドル/トンまで下落した後、2016 年に入り 80~100 ドル/トンで推移していたが、2016 年 9 月より急騰し、11 月中旬には 310 ドル/トンを超えた（12 月下旬には 250 ドル/トン台前半まで下落）。

この石炭価格の急騰の背景には、2016 年に入り中国の輸入が増加に転じたことがある。この輸入量の増加は、①経済回復による発電電力量や銑鉄生産量の増加に伴う消費量の増加、②石炭の生産能力削減と生産調整（操業日数削減）、③7 月の降雨による供給への支障、④国内炭の供給不安からのスポット買い増加等による。一方、供給国では、価格の低迷と需要の減少により炭鉱の閉山と休山、資産整理が進められるなか、豪州での原料炭炭鉱の事故、豪州で平年より雨が多かったことがある。また、長引いた価格低迷の反動も高騰の要因と言えよう。

2016 年の石炭輸入量は、中国を除くとどちらかと言えば減少傾向を示している。中国の 2016 年 1-10 月の輸入量は、対前年同期で一般炭が 700 万トン、原料炭が 900 万トン増加した。インドの石炭輸入は、石炭需要の伸び鈍化とインド政府の増産方針により、2016 年 1-9 月の輸入量は対前年同期比で、一般炭は 470 万トン増加したが、原料炭は 450 万トンの減少となった。日本・韓国の輸入量は、2016 年 1-10 月で一般炭が 680 万トンの減少、原料炭が 150 万トンの増加となっている。一方、欧州では引き続き輸入量は減少しており、EU の 1-7 月の輸入量は対前年同期で 2,730 万トンも減少している。

一方、石炭輸出量は、豪州の 2016 年 1-9 月の輸出量は対前年比で微減であるが、インドネシアでは 2,000 万トン程度減少しており、米国の 1-10 月の輸出量は原料炭が 690 万トン、一般炭が 210 万トン減少している。その他輸出国ではコロンビア、ロシアで増加する一方で、南アフリカ、カナダでは減少している。

2017 年の石炭市場は、中国の石炭政策と需給動向に大きな影響を受けることになろう。中国では需給が逼迫したことから炭鉱の操業日数削減政策を一時的に解除しているが、2017 年も生産能力削減政策は続けられる。輸出国では価格の高騰から休山中炭鉱での生産再開など増産計画が進められており、2017 年は供給能力が高まる。輸入はアセアン、インドなどアジアで増加すると思われるが、石炭価格の下落傾向はしばらく続くと思われる。一般炭スポット価格は 70 ドル/トン割れ、原料炭スポット価格は 150 ドル/トン割れまで下がるのではないだろうか。いずれにしても中国政府の生産調整策、中国の輸入量の変化に注視しておく必要がある。

(化石エネルギー・電力ユニット 石炭グループマネージャー・研究理事 佐川 篤男)

II-8. 再生可能エネルギー

2017 年は、4 月 1 日に改正 FIT 法（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）等の一部を改正する法律」）が施行され、わが国でも FIT の改革が実質的に開始される。

2012 年の FIT 導入後、新たに運転開始した設備容量（32GW）と FIT 開始前に既に導入されている設備（20GW）を合わせると、2016 年 8 月時点で再エネ設備容量は計約 52GW となった。FIT は再生可能エネルギーの導入拡大に大きく貢献したものの、2016 年度の賦課金は 2.25 円/kWh（平均電気料金の 12%に相当）と制度開始時の 10 倍にまで膨らんだ。この国民負担増大が大きな課題となり、2016 年は 6 月に公布された改正 FIT 法における具体的な制度設計に関する議論が進められてきた。

改正 FIT 法の大きなポイントは 2 つある。買取価格の低減目標の設定と入札制度の導入である。これらの制度によって、国際水準の約 2 倍にも達するわが国の太陽光発電や風力発電の発電コストの削減を目指す。今まで買取価格は現状の発電コスト等を踏まえて決定されていたが、2017 年 4 月からは、発電コスト等の将来的な削減目標をベースに買取価格の削減スケジュールが適用される。例えば、10kW 未満の太陽光発電の買取価格は 2016 年度の 31 円/kWh から 2019 年度に家庭用電気料金水準の 24 円/kWh へ、風力発電（20kW 以上）は 2016 年度の 22 円/kWh から 2019 年に 19 円/kWh へなど、削減スケジュールが明確にされた。入札制度に関しては、他電源と比べ導入が進んでおり、コスト低下のポテンシャルが見込まれることから 10kW 以上の太陽光発電が対象となった。当面の試行期間中は 2,000kW 以上のみを対象とし、2017 年 10 月を目途に募集容量 500MW、上限価格 21 円/kWh に設定した第一回目入札が実施される。これらの制度による国民負担増大の抑制効果の検証に注目したい。

また、国民負担増大の抑制と並んで重要な課題である系統安定化に関しては、現在はほぼ出力抑制のみの対応で済んでいるが、長期的には再エネ導入拡大を見据えてエネルギー貯蔵技術が必要となる。近年、大幅に価格が低減している蓄電池への期待が引き続き高まるであろう。また、2016 年に我が国では初めて再生可能エネルギーからの水素製造（Power to Gas）が新たな技術オプションとして検討対象となり、実証試験が実施されている。この取組みは、別途検討が進む水素社会構築に向けた動きにも連動することから、技術実証の動向に注目したい。

大規模水力と合わせた再生可能エネルギー発電電力量の総発電電力量に占める割合は、FIT 導入前の 10%から現時点で約 15%まで拡大したとはいえ、長期エネルギー需給見通しにおける 2030 年の目標 22%~24%を目指すためには、経済合理性を確保しつつ更なる再エネ導入拡大が求められる。2017 年は、国民負担増大抑制や系統安定性維持など、目標の合理的な達成に向けた取組みが試される年になるであろう。

（新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗）

II-9. 省エネルギー

エネルギー・ミックスで掲げられた省エネ目標の達成には、GDP 当たりのエネルギー効率（原単位）を 2030 年度までに 35%改善することが必要である。この改善は 1970～90 年に達成したのと同等の大幅改善であり、年平均 2%程度の改善となる。一方、大幅な原単位改善が一段落した 1990～2010 年の原単位改善は 12%まで縮小し、年平均では 0.63%の改善に留まった。2017 年は、今後の長期省エネ目標達成に向け現状の省エネ政策措置を強化すると共に、新たなアプローチへの検討が進められる。

省エネ政策措置の強化として、2017 年 4 月から住宅以外の 2,000 平米以上の大規模な建物を対象とした建築物省エネ法の基準適合義務化が新たに始動する。建築物の省エネルギー適合義務化は、日本で初めて実施されるものであり、基準を満たさないと建築を認めないという極めて厳しい規制である。今後、義務を達成した建築物は、ラベルを取得しその性能を顕在化することを周知するなどして高性能の建築物が資産価値として評価されるような市場が形成されることが望ましい。

現状実施されている、年間のエネルギー消費が 1,500kL を超える事業者に求められる年間 1%のエネルギー原単位改善目標について、2016 年 4 月には事業者クラス分け評価制度が始動した。そこでは、努力目標の達成度合いに応じ、更なる省エネルギーの奨励や指導が行われている。2017 年は、クラス分けの評価・選定基準の見直しや支援制度の検討を実施、本制度が効果を発揮することが期待される。

加えて、2017 年は業務部門におけるベンチマーク制度対象事業者拡大に向けた検討が継続される。ベンチマーク制度とは、事業者の省エネ状況を業種共通の指標を用いて評価し、各事業者の目標達成を促進するものである。2009 年から始動した同制度が対象とするのは、エネルギー多消費産業と 2016 年から始動したコンビニエンスストアのみであり、2017 年は流通・サービス業への拡大に向けた検討が行われる。

新たな省エネポテンシャルの開拓に向け、①複数事業者が連携した省エネの推進、②「サードパーティ」を活用した省エネの深堀が継続的に検討されることになる。

現行の省エネ法では、事業者単位での取組を評価しているが、複数事業者が生産工程の一部を集約化し、生産性とエネルギー効率を改善することや、複数事業者を束ねてコージェネレーションシステムを導入して省エネ効果が得られた場合を評価していない。2017 年は、こうした複数事業者の取組みを新しい省エネ手法として「連携省エネ」と定義、評価する目的で省エネ法や支援策に関する見直しが行われる見通しである。「サードパーティ」を活用した省エネの深堀として、ハウスメーカーを活用した Zero Energy House (ZEH) の普及促進や、エネルギー小売り事業者を「サードパーティ」と捉え、自由化が進展しても消費者が省エネに取り組める情報提供やサービスの提供のあり方について検討が継続される。

(地球環境ユニット 省エネルギーグループマネージャー 土井 菜保子)

II-10. 地球温暖化対策の動向

2016 年 11 月にパリ協定が発効し、同月の COP22 では、パリ協定の実施のための作業を 2018 年の COP24 までに終わることが決定された。しかし、途上国からは、議題が緩和に関する事項に偏っており適応を緩和とバランスよく取り扱うべきとの意見が出されている。また、どの機関で作業を行うか決まっていない事項について、パリ協定特別作業部会が、パリ協定の実施に関して追加する可能性のある事項として検討を続けることとなっている。これらの事情から、2017 年中は、パリ協定の実施のための作業が実質的に進まない可能性もある。

米国では、トランプ新政権の温暖化政策について、政権移行チームがオバマ政権の気候行動計画及びクリーンパワープランを廃止すると表明しているが、パリ協定や気候変動枠組条約への拠出金に対する対応も含めて、現段階では不明確である。

中国では、第 13 次 5 年計画の分野別の計画である「第 13 次 5 年計画における温室効果ガス抑制活動方案」が国務院から 2016 年 11 月に公表された。全国排出量取引制度については、排出枠の割り当て作業が 2017 年第 1 四半期まで行われ、その後、取引が開始される。エネルギー消費の総量と原単位のダブル規制やエネルギー消費枠の取引制度も予定されており、これらの間の整合性がどのようにとられるかが注目される。

EU では、2030 年エネルギー気候変動目標に向けて、2016 年 11 月までに、排出量取引制度指令改正案、努力分担規則案、エネルギー効率指令改正案及び再生可能エネルギー指令改正案のすべてが出そろい、今後、欧州議会や加盟国との議論が行われていくことになる。

国内では、2030 年目標達成に向けて、カーボンプライシング（国内排出量取引制度、炭素税等）の導入の是非をめぐって議論が行われている。諸外国の導入事例から得られた教訓等を踏まえつつ、議論を行っていく必要がある。また、エネルギー供給高度化法で設定された非化石電源比率 44% 目標達成の手段として、非化石電源の持つ非化石価値を取引する非化石価値取引市場案が検討されており、今後の市場設計が注目される。

2050 年に向けては、パリ協定で、長期低排出発展戦略の作成と通知が努力目標とされており、日本においても、長期低排出発展戦略の今後の策定について、引き続き議論が行われる。カーボンプライシングや長期低排出発展戦略等については、経済産業省と環境省のそれぞれで 2017 年 3 月までのとりまとめを目指して審議会で議論が行われている。その後両者間の総合とりまとめをどのように行っていくのか、環境省が別途 2017 年から開催するカーボンプライシング検討会を含め、その議論を注視していく必要がある。

(地球環境ユニット 地球温暖化政策グループマネージャー 田上 貴彦)

II-11. APEC のエネルギー・環境問題

アジア太平洋経済協力 (APEC) でのエネルギー協力において、2017 年は化石燃料の「復権」の年になりそうである。「復権」とカッコ付きで書いたのは、化石燃料の比率がさらに増すという意味ではなく、地域協力のテーマとして再浮上するという意味からである。

この数年来、APEC エネルギー協力においては、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進に力が注がれてきた。化石燃料は、石油・ガス緊急時対応や天然ガス貿易促進などを例外として、あまり関心を集めてきていなかった。

しかし、当センターが 2016 年 5 月に発表した APEC エネルギー需給見通し第 6 版の自然体 (BAU) ケースによると、域内一次エネルギー供給に占める化石燃料の割合は、2040 年時点でも依然として 8 割強を占めると予想されている。化石燃料を安定的に確保し、かつ極力クリーンに利用していくかは、多くの APEC メンバー国・地域にとって重要かつ喫緊の課題であり続けると考えられる。

その一つとして、APEC 域内で天然ガスの利用普及がどこまで進むのか、域内天然ガス貿易がさらに活発化するのか、中長期的安定供給のために天然ガス開発投資をどう確保するのか、これらのためにどのような地域協力が可能か、といった論点が浮かび上がってくることが予想される。LNG 産消会議の開催などで議論を喚起してきた日本は、APEC でもリーダーシップの発揮が求められそうである。

新たに関心と呼ぶのは石炭である。米国オバマ政権は、国内で石炭火力の新設を事実上禁止するとともに、海外においても石炭火力建設抑制を働きかけてきた。しかし、APEC 域内を含め多くの発展途上国にとって石炭は手近で安価な発電燃料である。天然ガスは今なお高価な発電燃料であり、石炭火力からガス火力へ簡単には転換できない。石炭火力新規建設抑制の結果として、低効率の老朽石炭火力が存命させられることとなり、地球温暖化の見地からも逆効果になる恐れすら生じている。

2017 年 1 月に就任するトランプ米国新大統領は、選挙期間中、地球温暖化問題に疑問を呈し、石炭業界を含む化石燃料業界支援を表明していた。新政権が石炭政策を見直した場合、APEC 地域では高効率新鋭石炭火力の導入を通じて、クリーンな石炭利用が進むとともに、石油・天然ガスの輸入増による中東依存の増大に歯止めをかけることに繋がる可能性が生じる。

世界有数のクリーンコール技術を保持する日本は、域内発展途上国・地域から石炭火力の高効率化に向けて協力を依頼される場面がでてこよう。トランプ新政権の化石燃料政策、特に国内・海外双方での石炭政策が注目されるところである。

(アジア太平洋エネルギー研究センター 研究部長 入江 一友)

II-12. 米国情勢：注目されるトランプ政権の政策とその影響

2017 年 1 月 20 日、いよいよトランプ新大統領が就任する。11 月 9 日の勝利演説以降、減税、規制緩和や大型インフラ投資への期待を背景とした株価上昇等、経済面では明るいニュースが続いた。他方、「トランプ前」である選挙前の 7-9 月期に米国経済は 3.2%の成長率を記録し、10-12 月期も 3.5%の成長が見込まれている。10 月の失業率は 4.9%とほぼ完全雇用を達成していた。オバマ政権が、-8.2%成長 (08 年 10-12 月) と 1980 年以来の深刻な不況の下で就任し、2010 年には失業率が 9.6%と、これも 1982 年以来の最悪水準を記録したのと比較すると、恵まれた環境である。しかし、逆にトランプ政権が共和党議会と協力して経済公約を迅速・着実に実行し得た場合でも、成長率の引上げ余地は大きくないとも考えられる。

他方、トランプ大統領誕生には、製造業が衰退した中西部地域の白人労働者層を中心に、オバマ政権下で成長の恩恵から排除された有権者の票が大きく寄与した。公約である製造業再建に向け、税・財政、通商、エネルギー、インフラ、移民等の具体的かつ統合的な政策を示すことが求められる。こうした次期政権の経済政策を示唆する動きとして、空調メーカーのメキシコへの工場移転計画への介入が注目されたが、個別企業の経営への介入に対しては共和党内からも批判が起きた。共和党内の財政保守派議員からは、既に財政赤字を拡大させる政策を支持しない旨の警告が発せられている。さらに人事を巡っては、ロシアとの関係が深いエクソンモービル CEO の国務長官指名に対し上院共和党内で反発が起きている。上下院で多数を共和党が占める次期議会との間での軋轢によって、圧倒的な選挙人獲得数で勝利した共和党大統領という優位性、いわば政治資源を早期に使い果たした場合の政策難航が懸念される。

トランプ人事の特徴として、企業経営者の多用が指摘される。特に諮問機関として設置された「大統領戦略・政策フォーラム」は、レーガン及び H.W.ブッシュ政権で、経営者を集めた諮問委員会が規制緩和の先鋒の役割を担ったことを彷彿とさせる。他方で閣僚に起用された知事・州司法長官や連邦議会議員など公職経験者は、大統領や助言者から出てきた経済政策提言を、行政機関の施策に反映させるための議会対策や手続に知悉している。現政権と比較して、産業界とのコミュニケーション改善が予想されるのと裏腹に、労組や消費者保護、環境等の公共利益団体は締め出される可能性が高い。2016 年選挙でのトランプ支持者が、期待された成果を得られなかった場合の反動が、2018 年中間選挙での共和党敗北という形を待つまでもなくデモや暴動という形で顕在化することも懸念される。

なお、行政手続を駆使した政策変更が予想される分野の一つがオバマ政権の環境規制の巻き返しである。エネルギー事業者の行動は、州の政策や市況にも左右されるため、連邦レベルの規制緩和による影響は限定的である。しかし、原油/天然ガス/電力等の市況が変化した場合に迅速に資源開発を拡大できる、或いはエネルギーのフローの変化に応じて迅速に輸送インフラを建設/拡張できるという意味で、規制緩和の意味は小さくはないだろう。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループ 主任研究員 杉野 綾子)

II-13. EU 情勢 : 不透明な加盟国の政治情勢

第 1 に、英国の EU 離脱に向けた動き、離脱交渉が注目される。メイ首相は、EU 条約第 50 条の離脱通知は英国議会の承認なく、政府が行うことができるとの考えの下、2017 年 3 月末までに正式な離脱通知を行い、交渉開始する方針を表明した。しかし、2016 年 11 月にはロンドン高等法院が、離脱手続きの正式開始には議会承認が必要と判断、最高裁判所判断が待たれることとなった。最高裁判所は 1 月に判断を下す予定で、議会承認が必要とされた場合は、議会審議に時間がかかると予想され、3 月末までの正式な離脱通知実施という政府計画は遅延する可能性がある。

一方 EU は、12 月の 27 カ国首脳による非公式会合後、離脱交渉に関する声明を発表した。声明では、交渉に関する手続き上の取り決めが明らかにされ、英国による通知後の最初のステップは、第 50 条の下での交渉枠組みを規定し、交渉における EU の立場や原則を示したガイドラインを欧州理事会が承認することとされている。国民投票の結果、2016 年 2 月の欧州理事会で合意された「EU 内の英国の特別な地位を強化する合意」は消滅し、声明の中でも「欧州単一市場へのアクセスには 4 つの自由すべてを受け入れる必要があることを、繰り返し表明する」と EU は改めて厳しい姿勢を示しており、交渉内容・結果も踏まえ、いわゆるハード Brexit (深刻な影響を伴う離脱) になるのかどうか、が注目される。

第 2 に、2017 年は他 EU 加盟国で目白押しの政治イベントが注目される。主要国の中で最初に国政選挙が行われるのはオランダ (3 月) であり、その後、フランス大統領選挙が 4 月、フランス国民議会選挙が 6 月、ドイツ連邦議会選挙が 9 月に控える。オランダでは、ウクライナ連合協定が 2016 年 4 月に国民投票で否決され、EU 統合へ懐疑的な世論が広まっているとみられている。オランダでの極右政党への支持動向は、フランスやドイツにおける極右政党への支持に影響を与える可能性もあり、政治的な不透明感が高い。特に、フランスやドイツといった EU を支える国において、EU やユーロ、難民受け入れに反対あるいは懐疑的な政党が勢力を伸ばすとなると、従来の EU 政策だけでなく、欧州全体の安定への影響も懸念される。

2016 年 12 月、欧州議会議長、EU 理事会輪番議長国、欧州委員会委員長は、2017 年の立法における EU の目標と最優先分野を示す、初めての共同宣言に署名した。これは、欧州理事会の戦略的指針とユンカー委員長の 10 の優先課題を基本として、審議を優先的に進めるべき 6 つの分野を特定し、可能な限り 2017 年末までに結果を出すと公約したものである。「野心的なエネルギー同盟と進歩的な気候変動政策」も優先分野に含まれており、2016 年 11 月に新たに示された欧州委員会の施策パッケージ (Clean Energy for All Europeans) に基づいた政策の実現が期待されている。しかし、雇用拡大や移民・難民政策といった大きな課題が他優先分野として残る中、3 年目を迎えるユンカー欧州委員会が、エネルギー・気候変動政策を大きく前進させることができるのかは予断を許さない状況と言えよう。

(戦略研究ユニット 原子力グループ 研究員 下郡 けい)

II-14. 中国情勢：秋の党大会控え、安定を最重視

第 13 次 5 カ年計画は習近平・李克強指導部が初めて策定した 5 カ年計画で、2016 年はその最初の年であった。経済成長率は第 3 四半期まで連続で 6.7% を維持した。成長は前年実績の 6.9% より鈍化したが、最低ラインの 6.5% を上回った。また、1～9 月期において、消費による経済成長への寄与が 71% に上り、GDP に占める第 3 次産業の比率が前年同期より 1.6 ポイントも高い 52.8% に達し、GDP 当たりエネルギー消費 (GDP 原単位) が 5.2% 低下し、一次エネルギー消費に占める天然ガスと非化石エネルギーの比率が 1.7 ポイント上昇して計 19.3% となった。成長の質と効率を向上させる「安定した発展」を目指す指導部にとって、幸先のいいスタートと言えよう。

2016 年は国際社会における中国の存在感が高まった年でもあった。初めて議長国を務める G20 サミット (杭州サミット) を無難にこなした。米国と連携して「パリ協定」を 9 月に批准し、協定 11 月発効の流れを作った。中国主導の創設メンバー 57 カ国のアジアインフラ投資銀行 (AIIB) が開業した。ガバナンス能力等が懸念される中、AIIB が世界銀行 (WB) やアジア開発銀行 (ADB) 等との共同融資を含め、バングラデシュ、タジキスタン、オマーン等 6 カ国の 8 事業に総額 11.3 億ドルの融資を決定した (中国への融資はなかった)。

2017 年は、5 年に 1 度の共産党大会 (第 19 回) が秋に控える政治の年である。指導部は昨年 12 月開催の「中央経済工作会議」で、「安定の中で前進を目指す (原文 : 稳中求進)」ことをガバナンスの重要原則と定め、引き続き「積極的な財政政策と穏健な金融政策」を取り、安定成長を維持するとした。喫緊の課題の一つは、大都市の不動産バブルの崩壊や余剰生産能力の整理による不良資産の蓄積など、金融不安の芽を早急に摘み取ることである。これについては、指導部が「果敢にリスクポイントを処置し、資産バブルの抑制、監督強化を通じて、金融システム不安を決して起こさない」と決意したが、どこまで功を奏するかは要注目である。

省エネと再生可能エネルギー利用拡大を中心とする低炭素対策が一層強化される見込みである。総合対策として注目されるべきは、国際公約した CO₂ 排出権取引の全国市場の年内開設を予定通りにできるかどうかである。エネルギー源別では、石炭需要の減速、天然ガス消費の増加と再生可能エネルギーの利用拡大が予想される。一方、原子力発電開発の行方には不透明感が出てきた。5 年間で 3,000 万 kW 以上を新規着工することが計画目標であるが、昨年 12 月 20 日までの新規着工数も建設許可数もゼロであった。「新常态」の定着による電力消費の低迷、原子力発電の稼働率低下 (昨年 1～11 月の稼働時間数は 6,378 時間で、前年同期より 385 時間、5.7% 減少) による営業収益の減少、原発安全性への懸念等が背景にあると指摘されている¹。原子力も含め、各エネルギー分野での指導部の今後の取組みが注目される。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院教授 李志東)

¹ 例えば、<http://www.china-nea.cn/html/2016-11/37081.html>、陳榮・鄭玉輝「“13 次 5 カ年計画”における我が国の原子力発電産業の展望」(2016/11/10) を参照。

II-15. 中東情勢：米トランプ新政権の中東政策が試される 2017 年

中東における 2017 年の最大の関心は米国のトランプ新政権の政策と方向性にある。大統領本人のイスラム教に対する差別的な言動が外交政策に及ぼす影響に加え、安全保障政策にかかわる人事についても注目が集まる。サウジアラビアなどは、「イラン寄り」と彼らが憤りを覚えたオバマ大統領とケリー国務長官に代わって、対イラン強硬派が閣僚指名されたトランプ政権に一定の期待を寄せている。だが、パレスチナ問題の解決が遠い中、アラブ諸国にとって米大使館のエルサレム移設を公言する駐イスラエル大使の人事は看過できず、摩擦が生じよう。ここにシリア内戦で存在感を高めるロシアと米国の「関係改善」が絡むため、2017 年は冒頭から中東全域がトランプ外交に振り回されることになりかねない。

トランプ新大統領は、核合意の履行について一方的にイランに圧力をかける可能性が高く、それに反発するイランも挑発を選択することが懸念される。必然的に緊張は高まるだろう。また、共和党は人権状況に対する意識が民主党よりも低いため、地域に権威主義的な強権支配が広がる余地が生じ、長期的には中東諸国民の不満を高めかねない。

OPEC と非 OPEC が協調減産に合意したばかりであるが、OPEC がトランプ政権の下で政策的に供給拡大の後押しを受けるシェールとの競争に直面せざるを得ないこともあり、中東産油国の結束のあり方が問われる年となる。だが、サウジアラビアなどとイランとの間の冷え切った関係の改善は遠い。両国はハッジ（大巡礼）をめぐって今年も相互批判を展開するだろう。政策変更は王位継承問題に波及しかねないためサウジ側の対イラン強硬策は維持され、一方 5 月に大統領選を控えるイランでもロシアとともに支援してきたアサド政権によるアレッポ奪還を受けて地域政策で強硬派が発言力を増しており、双方とも歩み寄ることは難しい。

中東内外でのイスラーム過激派によるテロの根絶は引続き厳しい状況にある。「イスラーム国 (ISIS/ISIL)」打倒に向けた軍事作戦は当事国と米ロなどによって続けられるものの、2017 年中に最終的な決着がつく見通しは立たないだろう。ISIS/ISIL の活動の中心地であるシリア及びイラクに加え、存在が確認されているイエメン、リビア、アフガニスタンはもとより、過去にテロが発生したトルコ、エジプト、ヨルダン、チュニジアなどのほか、ペルシア湾岸、欧州、インド亜大陸、東南アジアに至るまでその脅威に対する警戒を解くことはできない。

先端インフラ輸出を後押ししてきた日本であるが、ひと頃よりも相互訪問の頻度が低下しており、中東諸国との首脳外交の早期再開が待たれる。サウジアラビアなどが進める国内経済改革への日本の関与の具体化が問われる年となるだろう。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

II-16. ロシア情勢：経済再建に向けて対外政策は変化するのか

2016 年、ロシアは国際原油価格の低迷や西側の経済制裁下、経済状況の悪化を脱することが出来ず、同年第 3 四半期の GDP 成長率は 0.7%減、10 月時点で可処分所得は 5.9%減となった（各前年同期比）。同年 11 月、世界銀行は 2016 年のロシアの GDP 成長率が前年比 0.6%減となるも、2017 年にはプラスに転じ 1.5%増になるとの予測を発表したが、原油価格の下落が底を打つことが大前提とされている。

2016 年 12 月 10 日、OPEC と非 OPEC 主要産油国が 15 年ぶりに合意した協調減産にロシアも加わり、2017 年上半期に 30 万バレル/日（対 2016 年 11-12 月比）減産することを発表した。ロシア政府は原油の輸出額増によって、財政赤字（2016 年は対 GDP 比 3.7%と 2015 年の同 2.4%から悪化の見込み）を少しでも補填したい意向だ。しかし、財政均衡に必要な原油価格は 69 ドル/バレルに設定されており、仮に 50 ドル/バレル台までしか回復しないならば、「焼け石に水」との見方も強まっている。

2016 年 11 月の米国大統領選挙で、対ロ関係の改善の意向を表明してきた、ドナルド・トランプ氏が勝利し、また対ロ経済制裁に反対・慎重な姿勢を示してきたレックス・ティラソン ExxonMobil 最高経営責任者が次期国務長官に指名された（但し、現時点で上院未承認）。これで、ロシアでは米国の対ロ強硬姿勢が変化する可能性を楽観視する見方もある。しかし、CIA や FBI を含む米国連邦諸機関がロシアのサイバー攻撃による米国大統領選挙への国家的介入を発表したことを受け、米国議会ではトランプ次期政権が対ロ宥和策に転じる可能性を懸念する超党派の声が高まりつつある。新政権が実際にどの程度対ロ関係を改善し得るのか不確定要因も少なくない。

同年 12 月 1 日、プーチン大統領は、ロシアが外敵を探さず、米国新政権との互恵的な協力関係を追求する用意があると述べた。ところが、同日、大統領が署名し発表された、新たな「ロシア外交戦略」文書の中では、米ソ冷戦終結後初めて、米国を国家安全保障上の脅威と明記し、国際政治における軍事力行使の重要性を強調している。

12 月 15-16 日に山口県長門市及び東京で行われた日ロ首脳会談に合わせ、エネルギー分野を含め、官民合わせて 80 件の経済協力文書が調印された。だが、その多くは覚書の形をとっており、個々の案件の将来性は、外資への投資環境の改善を含めた、ロシア側の努力にも大きく影響を受けるところが大きい。

2017 年のロシアの経済政策、政争及び外交は、2018 年 3 月の大統領選挙を意識する形で展開しよう。経済の立て直しには外資誘致の積極化が不可欠であるが、従来のような愛国主義の扇動を目的とした対外強硬姿勢のままでは難しいであろう。その点では、今後経済状況がすぐに好転しない場合でも、果たしてロシアが国際協調的な対外政策を打ち出せるのかどうか、注目を要する。

（戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループマネージャー 伊藤 庄一）